

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、健康増進事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ②がん検診等各情報保有機関が保有する特定個人情報について照会・提供を行う
③システムの名称	健康管理システム(成人老人健診)・団体内総合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表111及び19条の2、6の項 並びに健康増進法17条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報照会】 第2条の表139項、第141条の1・2の項 【情報提供】 第2条の表139項、第141条の1・2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー入りの書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	Iー7特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Iー8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	平群町 総務防災課	健康保険課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和4年3月11日	Iー1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ②がん検診等各情報保有機関が保有する特定個人情報について照会・提供を行う。	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	Iー1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(成人老人健診)	健康管理システム(成人老人健診)・団体内総合宛名システム・中間サーバー	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	Iー3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項並びに健康増進法17条	1.番号法第9条第1項、別表第一 第76項並びに健康増進法17条及び19条の2 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	Iー4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	Iー4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	【情報照会】 番号法第19条第8号別表第二102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供】 番号法第19条第8号別表第二102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	IIー1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月11日 時点	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	IIー2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月11日 時点	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	VI-情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク	—	十分である	事前	PHR開始に伴う変更
令和4年3月11日	VI-情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	PHR開始に伴う変更
令和7年2月3日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和4年3月11日時点	令和6年10月1日時点	事前	見直しによる変更
令和7年2月3日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和4年3月11日時点	令和6年10月1日時点	事前	見直しによる変更
令和7年2月3日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	—	十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事前	新様式によるリスク対策の追加
令和7年2月3日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である マイナンバー入りの書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 排気書類に特定個人情報が含まれていない	事前	新様式によるリスク対策の追加
令和7年2月3日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項、別表第一第76項並びに健康増進法17条及び19条の2 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表111及び19条の2、6の項 並びに健康増進法17条	事前	見直しによる変更
令和7年2月3日	4.情報提供根とワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号別表第二102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供】 番号法第19条第8号別表第二102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報照会】 第2条の表139項、第141条の1・2の項 【情報提供】 第2条の表139項、第141条の1・2の項	事前	見直しによる変更